

別表 「FENIC SビジネスWVSネットワークサービス IP接続ゲートウェイサービス3」

1. ネットワークサービスの提供

当社（以下「乙」という）は、ネットワークサービスの利用者（以下「甲」という）に対し、第4項記載のネットワークサービス（以下「本ネットワークサービス」という）を実施します。

2. ネットワークサービスの概要

本ネットワークサービスは、以下の体系により、複数の甲設備間を、アクセス回線、アクセスポイント、FENIC Sネットワークサービス用電気通信回線およびFENIC Sネットワークサービス用電気通信設備で接続することにより、甲が、専用の閉域Ethernetネットワーク、専用線の閉域IPネットワークおよびインターネットを利用できるようにするネットワークサービスです。

3. ネットワークサービス提供の前提条件

別途甲と乙の間において「FENIC SビジネスWVSネットワークサービス 基本サービス」（以下「基本サービス」という）の提供に関する契約がなされているものとします。

4. ネットワークサービスの内容

(1) 初期サービス

乙は、基本サービスに加え、下記(2)の接続サービスを利用できるようにするためにFENIC Sネットワークサービス用電気通信設備およびFENIC Sネットワークサービス用電気通信回線に対して、所定の準備作業を実施します。

(2) 接続サービス

乙は、基本サービスに加え、専用の閉域Ethernetネットワークと専用の閉域IPネットワークおよびインターネットを相互に接続し、以下の各サービスを継続的に提供するものとします。

品 目	内 容
10BASE-T（半二重）	最大10Mbpsの符号伝送可能な電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス
100BASE-TX（全二重）	最大100Mbpsの符号伝送可能な電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス

5. 提供区域

本ネットワークサービスにおけるアクセス回線の提供区域は、基本サービスの提供区域に準ずるものとします。

6. 接続サービス提供時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの提供時間帯は、24時間365日とします。ただし、利用規約に基づき、乙は接続サービスの提供を中断することができるものとします。

7. 接続サービス障害受付時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの障害受付時間帯は、24時間365日とします。ただし、アクセス回線区間における障害受付は対象外とします。

8. 接続サービス障害対応時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの障害対応時間帯は、24時間365日とします。ただし、アクセス回線区間における障害対応は対象外とします。

9. 料金月

本ネットワークサービスにおける料金月は、毎月20日締めとし、前月21日から当月20日とします。

10. 品目一覧

本ネットワークサービスにおける品目は、以下のとおりとします。

品名	備考	備考	支払種別	単位
ビジネスWVS IP接続GW3 初期費	NS37011S		従量料金制（一括払）	式
ビジネスWVS IP接続GW3 利用料	NS37011G	10Base-T接続	従量料金制（月額払）	式
	NS37011G	100Base-TX接続	従量料金制（月額払）	式

[変更内容]

(2011年6月20日) 本別表を適用します。

(2012年7月31日) 3項(2)の記載を削除します。

[凡例]

本別表では、以下の略称を用いています。

略 称	名 称
IP	Internet Protocol
GW	Gateway

以 上